

広島市中区告示第 1 号
令和 7 年 3 月 17 日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和 27 年 6 月 30 日規則第 51 号）第 2 条第 5 項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長 今富 雅夫

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 23-21

広島 23-26

広島 10-03